

昭和三十九年総理府令第三十三号

寒冷地手当支給規則

国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条、第二条及び第三条の規定に基づき、寒冷地手当支給規則を次のように定める。

(法別表に掲げる地域に所在する官署との権衡上必要があると認められる官署等)

- 第一条 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号。以下「法」という。)第一条第二号の内閣総理大臣が定める官署は、別表に掲げる官署とする。
- 2 法第一条第二号の内閣総理大臣が定める区域は、市町村内の町若しくは字の区域又はこれに相当する区域のうち、別表に掲げる官署からおおむね一キロメートル以内の区域の全部又は一部が含まれる区域とする。

(世帯主である職員)

- 第二条 法第二条第一項の表の「世帯主である職員」とは、主としてその収入によつて世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。

1 扶養親族(一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)第十二条第二項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)を有する者

2 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専用している者

(扶養親族のある職員に含まない職員)

第三条 法第二条第一項の表備考の「一般職給与法第十二条の二第一項の規定による単身赴任手当を支給されるもの(内閣総理大臣が定めるものに限る。)」は、一般職給与法第十二条の二第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員であつて、職員の扶養親族が居住する住居(当該住居が二以上ある場合には、すべての当該住居)と法別表に掲げる地域の市役所又は町村役場との間の距離のうち最も短いもの(次項及び第七条第一項第三号において「最短距離」という。)が六十キロメートル以上であるものとする。

- 2 法第二条第一項の表備考の「これに準ずるものとして内閣総理大臣が定めるもの」は、一般職給与法第十二条の二第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員以外の職員であつて扶養親族と同居していないもののうち、最短距離が六十キロメートル以上であるものとする。

第四条 法第二条第三項第三号の内閣総理大臣が定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 国家公務員法(昭和二十二年法律第一百二十号)第七十九条第二号に掲げる事由に該当して休職にされている職員

二 国家公務員法第七十九条の規定により休職にされている職員(前号に掲げる職員を除く。)のうち、一般職給与法第二十三条の規定に基づく給与の支給を受けていない職員

三 国家公務員法第八十二条の規定により停職にされている職員

四 国家公務員法第一百八条の六第一項の規定に該当する職員

五 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律(昭和四十五年法律第一百十七号)第二条第一項の規定により派遣されている職員

六 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成四年法律第一百七十九号)第二条第一項の規定により派遣されている職員

七 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成三年法律第一百九号)第三条の規定により育児休業をしている職員

八 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十一年法律第四十号)第十二条第一項の規定により派遣されている職員

九 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第一百二十一号)第二条第四項の規定により弁護士となつてその職務を行なう職員

十 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第四十五号)第二条第五項に規定する自己啓発等休業をしている職員

十一 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第四十八条の三第一項又は第八十九条の三第一項の規定により派遣されている職員

十二 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第七十八号)第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている職員

十三 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(平成三十一年法律第十八号)第二十五条第一項の規定により派遣されている職員

十四 令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(令和四年法律第十五号)第十五条第一項の規定により派遣されている職員

十五 本邦外にある職員(第五号に掲げる職員及び法第二条第一項の表の「扶養親族のある職員」に該当する職員を除く。)

(日割計算の額等)

- 第五条 法第二条第四項の内閣総理大臣が定める額は、同条第一項又は第二項の規定による額を同条第四項各号に掲げる場合に該当した月の現日数から一般職の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第六条第一項に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算して得た額とする。

- 2 法第二条第四項第三号の内閣総理大臣が定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 法第一条に規定する基準日(以下この項及び次条において「基準日」という。)において法第二条第三項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員(法第一条に規定する支給対象職員)とならない職員をいう。以下の項及び次条において同じ。)が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、他の同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となつた場合
- 二 基準日において法第二条第三項第一号に掲げる職員に該当する支給対象職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、一般職給与法第二十三条第二項、第三項又は第五項の規定による割合が変更された場合

(支給日等)

- 第六条 寒冷地手当は、基準日の属する月の一般職給与法第九条の人事院規則で定める日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。
- 2 基準日から支給日(一般職給与法第九条ただし書の規定により俸給を支給する場合にあつては、当該基準日の属する月における後の支給日。第四項において同じ。)の前日までの間において離職し、又は死亡した支給対象職員には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。

3 基準日から引き続いて第四条各号に掲げる職員のいずれかに該当している支給対象職員が、支給日（一般職給与法第九条ただし書の規定により俸給を支給する場合にあつては、当該基準日の属する月における先の支給日）後に復職等をした場合には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。

4 支給対象職員が基準日の属する月にその所属する一般職給与法の俸給の支給義務者を異にして異動した場合における当該基準日に係る寒冷地手当は、当該基準日に支給対象職員が所属する一般職給与法の俸給の支給義務者において支給する。この場合において、支給対象職員の異動が支給日前であるときは、その際支給するものとする。

5 法及びこの規則に定めるもののほか、寒冷地手当は、一般職給与法の俸給の支給方法に準じて支給する。

（確認）

第七条 各庁の長（一般職給与法第七条に規定する各庁の長及びその委任を受けた者をいう。次項において同じ。）は、寒冷地手当を支給する場合において必要と認めるときは、職員の扶養親族の住居の所在地及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を確認するものとする。

一 職員の在勤する官署が別表に掲げる官署である場合 当該職員の住居の所在地

二 職員の扶養親族の住居の所在地が別表に掲げる地域でない場合（次号に掲げる場合を除く。）当該職員が扶養親族と同居していること。

三 職員の扶養親族の住居の所在地が別表に掲げる地域でない場合であつて、当該職員が扶養親族と同居していないとき。最短距離が六十キロメートル未満であること。

2 各庁の長は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養親族の住居の所在地等を証明するに足る書類の提出を求めるものとする。

附 則

1 この府令は、公布の日から施行する。
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当支給規程（昭和二十五年總理府令第三十一号）は、廃止する。

附 則（昭和四三年一二月二三日總理府令第五七号）

1 この府令は、公布の日から施行し、改正後の寒冷地手当支給規則（以下「改正後の支給規則」という。）の規定は、昭和四十三年八月三十一日から適用する。ただし、改正後の支給規則第一条第三項第六号の規定は、同年十二月十四日から適用する。

2 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第二百十号。以下「改正法」という。）附則第一項第一号に規定する内閣総理大臣が定める額は、基準日において同項同号の職員が受ける指定職俸給表の俸給月額に係る号俸に対応する次の表に掲げる額とする。

号俸	額
1	136,532円
2	145,552円
3	173,664円
4	183,688円
5	193,744円
6	204,800円
7	220,280円
8	230,520円
9	240,640円
10	250,880円
11	271,120円
12	291,480円

3 改正法附則第一項第二号の内閣総理大臣が定める場合は、基準日において同項同号の職員が受ける職務の等級の号俸が昭和四十三年八月三十一日における当該職務の等級の最高の号俸の号数を超える号数のものである場合、同項同号の職員が受ける俸給月額が別表の号俸欄に掲げられている号俸の俸給月額又は同表の職務の等級欄に掲げられている職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額である場合、同項同号の職員の属する職務の等級が行政職俸給表（二）、税務職俸給表、公安職俸給表（二）、公安職俸給表（二）、海事職俸給表（二）又は医療職俸給表（二）の特一等級である場合及び同項同号の職員が俸給の調整額を受ける場合とし、同項同号に規定する内閣総理大臣が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。
一 基準日において当該職員が職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受ける場合（第三号ロ又は第四号ハに該当する場合を除く。）基準日において当該職員が受ける俸給月額から同日における当該職員の属する職務の等級の最高の号俸の額を減じた額を、同日における当該職務の等級の最高の号俸の額との差額で除して得た数に、同日における当該職務の等級の最高の号俸の号数を減じた数を加えた数を、同日における当該職務の等級の最高の号俸の額とその直近下位の号俸の額との差額に乘じて得た額と、同日における当該職務の等級の最高の号俸の額との合計額
二 基準日において当該職員が受ける職務の等級の号俸が昭和四十三年八月三十一日における当該職務の等級の最高の号俸の号数を超える号数のものである場合（次号ハ又は第四号ロ若しくはハに該当する場合を除く。）基準日において当該職員が受ける職務の等級の最高の号俸の号数を減じた数を、同日における当該職務の等級の最高の号俸の額との差額に乘じて得た額と、同日における当該職務の等級の最高の号俸の額との合計額

三 基準日において当該職員が受ける俸給月額が別表の号俸欄に掲げられている号俸の俸給月額又は同表の職務の等級欄に掲げられている職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額である場合

次のイ、ロ又はハに掲げる額

イ 基準日において当該職員が受ける職務の等級の号俸の号数に当該号俸に対応する別表の調整数欄に掲げる数を加えた号数の号俸（以下「調整号俸」という。）の号数が同日において当該職員

の属する職務の等級における最高の号俸の号数以下の号数である場合にあつては、当該調整号俸の同日における額

ロ 基準日において当該職員が受ける俸給月額が当該職員の属する職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額である場合にあつては、当該俸給月額から当該職務の等級の最高の号俸の額を減じた額を当該職務の等級の最高の号俸の額とその直近下位の号俸の額との差額で除して得た数と、同日における当該職務の等級の最高の号俸の号数に当該号俸に係る別表の調整数欄に掲げる数を加えた数との合計数から、昭和四十三年八月三十一日における当該職務の等級の最高の号俸の号数を減じた数を、同日における当該職務の等級の最高の号俸の額からその直近下位の号俸の額を減じた額に乘じて得た額と、同日における当該職務の等級の最高の号俸の額との合計額

ハ 基準日において当該職員が受ける調整号俸の号数が当該職員の属する職務の等級の昭和四十三年八月三十一日における最高の号俸の号数を超える号数である場合にあつては、当該調整号俸の号数から同日における当該職務の等級の最高の号俸の号数を減じた数を、同日における当該職務の等級の最高の号俸の額とその直近下位の号俸の額との差額に乘じて得た額と、同日における当該職務の等級の最高の号俸の号数を減じた数を、同日における当該職務の等級の最高の号俸の額からその直近下位の号俸の額を減じた額に乘じて得た額と、同日における当該職務の等級の最高の号俸の額との合計額

四 基準日において当該職員が受ける調整号俸の号数が当該職員の属する職務の等級の昭和四十三年八月三十一日における最高の号俸の号数を超える号数である場合にあつては、当該調整号俸の号数から同日における当該職務の等級の最高の号俸の号数を減じた数を、同日における当該職務の等級の最高の号俸の額とその直近下位の号俸の額との差額に乘じて得た額と、同日における当該職務の等級の最高の号俸の号数を減じた数を、同日における当該職務の等級の最高の号俸の額からその直近下位の号俸の額を減じた額に乘じて得た額と、同日における当該職務の等級の最高の号俸の額との合計額

五 基準日において当該職員が受ける俸給の調整額を受けける場合 次のイ又はロに掲げる額

イ 基準日において当該職員が受ける俸給月額と同じ額の職務の等級一等級の俸給月額（同じ額の俸給月額がないときは、直近下位の俸給月額。以下「対応俸給月額」という。）に係る号俸の号数がある場合にあつては、基準日において当該職員が当該対応俸給月額を受けるものとした場合に第二号の規定により得られる額

ハ 対応俸給月額が別表の号俸欄に掲げられている号俸の俸給月額又は職務の等級一等級の最高の号俸を超える俸給月額である場合にあつては、基準日において当該職員が当該対応俸給月額を受けるものとした場合に前号イ、ロ又はハの規定により得られる額

六 基準日において当該職員が俸給の調整額を受けける場合 次のイ又はロに掲げる額

イ 前各号に該当する場合にあつては、基準日において当該職員に係る当該各号に掲げる額とその額を基礎とした場合における当該職員の俸給の調整額との合計額

ロ 前各号の一に該当する場合にあつては、当該職員に係る当該各号に掲げる額とその額を基礎とした場合における当該職員の俸給の調整額との合計額

（経過措置の適用を受ける者の支給期限）

改正法附則第三項の内閣総理大臣が定める日は、昭和四十四年二月二十八日とする。

4 (寒冷地手当の内払)

5 昭和四十三年八月三十一日から改正後の支給規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた寒冷地手当は、改正後の支給規則の規定による寒冷地手当のみなす。

別表

		職務の等級							号俸	調整数	
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級		
2 1	2	2 2 1	3 2 1	2 1	2 1	2 1	1 7 又は 1 8	1 9 以上	1 7 以上	1 7 以上	1 7 以上
2 2 2 0 又は 2 2 2 3	2 1	2 0 1	2 1 1	2 1 1	2 1 1	2 1 1	2 0 1	2 0 1	2 0 1	2 0 1	2 0 1

行政職俸給表 (二)

教育職俸給表 (三)		教育職俸給表 (二)										教育職俸給表 (一)									
2等級	1等級	3等級	2等級	1等級	5等級	4等級	3等級	2等級	4等級	3等級	2等級	1等級	5等級	4等級	3等級	2等級	1等級	特1等級	7等級		
3 3 3 2 9 5 3 1 又は 以上 3 3 3 又は 4 2 0	2 2 2 1 9 5 3 1 又は 以上 3 3 3 又は 4 2 0	3 3 3 2 9 4 2 0 又は 以上 3 3 3 又は 3 4 2 0	3 3 3 2 9 5 3 1 又は 以上 3 3 3 又は 3 4 2 0	2 2 2 0 又は 4 2 0 又は 以上 2 2 0	2 4 2 又は 6 2 0 又は 以上 2 4 2	2 6 2 又は 4 2 0 又は 以上 2 6 2	2 6 2 又は 4 2 0 又は 以上 2 6 2	2 6 2 又は 4 2 0 又は 以上 2 6 2	2 6 2 又は 4 2 0 又は 以上 2 6 2	2 6 2 又は 4 2 0 又は 以上 2 6 2	2 6 2 又は 4 2 0 又は 以上 2 6 2	2 6 2 又は 4 2 0 又は 以上 2 6 2	2 6 2 又は 4 2 0 又は 以上 2 6 2	2 6 2 又は 4 2 0 又は 以上 2 6 2	2 6 2 又は 4 2 0 又は 以上 2 6 2	2 6 2 又は 4 2 0 又は 以上 2 6 2	2 6 2 又は 4 2 0 又は 以上 2 6 2	2 6 2 又は 4 2 0 又は 以上 2 6 2	2 6 2 又は 4 2 0 又は 以上 2 6 2	1 6 又は 1 7 1 8 以上 1 7 1 9 以上 1 8 1 4 以上 2 2 以上	
4 3 2 1	4 3 2 1	5 4 3 2	4 3 2 1	3 2 1	3 2	3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1	2	3	3	2 1	2	2	2 1	2 1	2 1	1 1

教育職俸給表(四)																														
研究職俸給表																														
医療職俸給表(二)																														
医療職俸給表(三)																														
4等級	3等級	2等級	1等級	特1等級	6等級	5等級	4等級	3等級	2等級	1等級	4等級	3等級	2等級	5等級	4等級															
22以上	25以上	21以上	19又は20	23以上	16又は20	13以上	20以上	22以上	20又は21	18又は21	16又は17	14又は15	12又は13	21以上	23以上	21以上	24以上	25以上	23以上	24又は25	22又は23	27以上	31以上	29又は30	27又は28	26又は27	24又は25	22又は23	26以上	
3	4	3	2	3	2	1	2	1	1	2	1	3	2	1	3	2	1	2	2	2	1	3	2	1	3	2	1	3	2	1

附則（昭和四六年一月七日總理府令第二号）

この府令は、公布の日から施行し、改正後の寒冷地手当支給規則の一部を改正する総理府令の規定は、昭和四十五年八月三十一日から適用する。

附 貝(昭和四八年三月二日経理府令第万号)

1 この府令は、公布の日から施行し、この府令による改正後の寒冷地手当支給規則の規定は、昭和四十七年八月三十一日から適用する。
2 この府令による改正前の寒冷地手当支給規則の規定に基づいて昭和四十七年八月三十日からこの府令の施行の日の前日までの間に職員に支払われた寒冷地手当は、この府令による改正後の寒
冷地手当支給規則の規定による寒冷地手当のみなす。

附則（昭和四八年一〇月二六日總理府令第六〇号）抄

（左行記）今、公右百日ひつ延べ、二つ守令こどる女臣後つ稟令也手当支合見り又び稟令也手当支合見り山つ一邦ビ女王三十の惣里守令つ見定也、召口四十八年八月三十一日ひつ延べ月十日。

(聖岡惜置)

3 昭和四十八年八月三十一日において職員が受ける俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十五号。以下「改正給与法」という。）附則別表第二のイからヨまでの表又は人事院規則九一六一（最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え）別表第一のイからヨまでの表の暫定俸給月額欄に掲げる額である者に対する改正法附則第二項の規定の適用については、同項第二号中「内閣総理大臣が定める場合」とあるのは、次の表の上欄に掲げる場合とし、「その定める額」とあるのは、同表の上欄の各号に掲げる場合に対応する同表下欄に掲げる額とする。

内閣総理大臣が定める場合

三 旧俸給月額に係る号俸の号数が昭和四十八年八月三十一日における当該職員の属する職務の等級の昭和四十三年八月三十一日における最高の号俸の号数を超える場合 昭和四十八年八月三十一日において当該職員が旧俸給月額を受けるものとした場合に改正後の総理府令附則第三項第二号の規定により得られる額

附則（昭和五〇年三月二五日總理府令第二号）

この府令は公布の日から施行し、改正後の寒冷地手当支給規則の規定は昭和四十九年八月三十日から適用する。

改正前の寒冷地手当支給規則の規定に基づいて昭和四十九年八月三十一日からこの府令の施行の日の前日までの間に職員に支払われた寒冷地手当は、改正後の寒冷地手当支給規則の規定による

附則（昭和五年八月三日總理府令第四五号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和二年七月二十五日總理府令第三五号）

この府令は公布の日から施行する

附
貢
(昭和五十四年八月八日緑環府令第三十九号)

付 则（昭和丙辰年二月九日總理府令第六五號）

(施丁朝日等) 田中義典著

(基準額等に関する経過措置)

2 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十九号。以下「改正法」という。）附則第二項第一号の内閣総理大臣が指定する職務の等級の号俸は、次の各

号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める職務の等級の号俸とする。

一 基準日（基準日の翌日から基準日の属する年の翌年の二月末までの間に新たに職員となつた者にあつては、職員となつた日。以下この項及び次項において同じ。）において当該職員の属する

二 基準日において当該職員が受ける職務の級の号俸が附則別表第一の号俸欄に掲げる号俸である場合 基準日において当該職員が受ける職務の級の号俸の号数に当該号俸に対応する附則別表第一の調整数欄に掲げる数を加減して得た号数の号俸（以下「調整号俸」という。）と同じ号数の当該職務の級に係る対応等級の号俸

三 基準日において当該職員の属する職務の級が附則別表第一に掲げる職務の級である場合 基準日において当該職員が受ける職務の級の号俸の額と同じ額の当該職務の級の一級下位の職務の級の号俸(同じ額の号俸がないときは、直近下位の額の号俸。以下「対応号俸」という。) (当該対応号俸が附則別表第二の号俸欄に掲げる号俸であるときは、当該対応号俸に係る調整号俸)と同じ号数の当該一級下位の職務の級に係る対応等級の号俸

改正法附則第二項第二号の内閣総理大臣が定める場合は、基準日において職員の属する職務の級が附則別表第一に掲げる職務の級以外の職務の級であるときにつては同日において当該職員が

三 基準日において当該職員の属する職務の級が附則別表第一に掲げる職務の級である場合 基準日において当該職員が受ける職務の級の号俸の額と同じ額の当該職務の級の一級下位の職務の級の号俸(同じ額の号俸がないときは、直近下位の額の号俸。以下「対応号俸」という。) (当該対応号俸が附則別表第二の号俸欄に掲げる号俸であるときは、当該対応号俸に係る調整号俸)と同じ号数の当該一級下位の職務の級に係る対応等級の号俸

改正法附則第二項第二号の内閣総理大臣が定める場合は、基準日において職員の属する職務の級が附則別表第一に掲げる職務の級以外の職務の級であるときにつては同日において当該職員が

に掲げる号俸であるとき、該号俸が受けたる職務の級の号俸が増設号俸であるとき（第五号及び第六号の場合を除く）。次の一又は口に定める額に基く準日率による支拂いを受ける職員の号俸欄に於ける号俸は、同日付の号俸と同一の号俸である。又、該職員が受けたる職務の級の号俸から当該職員の号俸を減じて得た額をもつて、同日付の号俸と同一の号俸とする。

当該最高の号俸の額との合計額
基準日において当該職員が受けたる職務の級の号俸が附則別表第二の号俸欄に掲げる号俸である場合にあつては同日において当該職員が受けたる職務の級の号俸に係る調整号俸の号数から當

口 当該対応号俸が附則別表第二の号俸欄に掲げる号俸である場合にあつては、基準日において当該職員が当該対応号俸を受けるものとした場合に前号の規定により得られる額を基準日において当該職員の属する職務の級が附則別表第一に掲げる職務の級である場合で、対応俸給月額が当該職務の級の一級下位の職務の級の最高の号俸を超える俸給月額であるとき（次

方、第五号及び第六号の場合を除く。) 次のイ又はロに定める額に当該一級以下の職務の級が附則別表第一の職務の級欄に掲げる職務の級以外の職務の級である場合にあつては、基準日において当該職員が当該対応俸給月額を受けるものとした場合に次号

の規定により得られる額
当該級下位の職務の級が附則別表第二の職務の級欄に掲げる職務の級である場合にあつては、基準日において当該職員が当該対応俸給月額を受けるものとした場合に次号ロの規定により

四
基準日において当該職員が職務の級の最高の号俸を超える俸給月額を受ける場合（次号及び第六号の場合を除く。）次のイ、ロ、ハ、ニ又はホに定める額基準日において当該職員の属する職務の級が附則別表第一に掲げる職務の級以外の職務の級であり、かつ、附則別表第二の職務の級欄に掲げる職務の級以外の職務の級である場合にあつて

は、同日において当該職員が受ける俸給月額から同日における当該職員の属する職務の級の最高の号俸の額を減じた額を同日における当該職務の級の最高の号俸の額とその直近下位の号俸の額との差額で除して得た数（同日における当該職務の級が増設号俸を有するものであるときは、当該得た数に同日における当該職務の級の最高の号俸の号数から当該職務の級に係る対応等級の昭和五十五年八月三十日における最高の号俸の号数を減じた数を加えた数）を、当該職務の級に係る対応等級との差額に乘じて得た額と、当該最高の号俸の額との合計額

二 さては、同日ににおいて当該職員が対応俸給月額を受けるものとした場合は、その規定により得られる額
本 基準日において当該職員の属する職務の級が附則別表第一に掲げる職務の級である場合には、同日
において当該職員が対応俸給月額を受けるものとした場合にロの規定により得られる額
において当該職員が受ける俸給月額から同日における当該職員の属する職務の級の最高の号俸の額
を減じた額を同日における当該職務の級の最高の号俸の額とその直近下位の号俸の額との差額で除して得た数と、同日における当該職務の級の最高の号俸の号数から五を減じた数との合計数
が昭和五十五年八月三十日における行政職俸給表(一)の職務の等級六等級の最高の号俸の号数以下であるときにつては、当該合計数と同じ号数の当該職務の等級の号俸の同日における額

五 基準日において当該職員が俸給の調整額又は教職調整額を受ける場合（次号の場合を除く。）前項の規定による職務の等級の号俸の昭和五十五年八月三十日における額又は前各号の規定による額（次号において「仮定俸給月額」という。）とそれらの額を基礎とした場合における当該職員の人事院規則九一六一五（人事院規則九一六一（俸給の調整額））の一部を改正する人事院規則による改正前の人事院規則九一六（俸給の調整額）（次号において「改正前の人事院規則九一六」という。）第一条第二項の規定により算出した俸給の調整額又は教職調整額との合計額六 基準日において職員が医療職俸給表（三）の適用を受け、かつ、次のイ又はロに掲げる場合に該当する場合 仮定俸給月額に、次のイ又はロに掲げる額を加算した額

イ 俸給の調整額を受けている場合 仮定俸給月額を基礎とした場合における当該職員の改正前の人事院規則九一六第一条第二項の規定により算出した俸給の調整額に、仮定俸給月額に百分の三を乗じて得た額と当該職員の属する職務の級に応じて附則別表第四に掲げる額との合計額を加算した額（その額が仮定俸給月額の百分の二十五を超えるときは、仮定俸給月額の百分の二十二に相当する額）

ロ 備給の調整額を受けていない場合で平成三年三月三十一日において俸給の調整を行うこととされていた官職又はこれに相当する官職を占めるとき 仮定俸給月額に百分の三を乗じて得た額と当該職員の属する職務の級に応じて附則別表第四に掲げる額との合計額

改正附則第三項の内閣総理大臣が定める日は、昭和五十六年二月二十八日とする。

改正法附則第四項の内閣総理大臣が定める職員は、寒冷地手当の支給を受けることとなつた日前六月以内の基準日において、改正法による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（以下「法」という。）第一条前段の内閣総理大臣が定める職員であつた者とする。

改正法附則第四項の内閣総理大臣が定める職員は、寒冷地手当の支給を受けることとなつた日前六月以内の基準日において、改正法による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（以下「法」という。）第一条前段の内閣総理大臣が定める職員であつた者とする。改正法附則第四項の内閣総理大臣が定める額は、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額以下である場合は第一号に掲げる額とし、同号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合は同号に掲げ

る額(女)当該額が法第二条第五項に規定する最高限度額に達しないこととなる場合にあつては、同項に規定する最高限度額とする。

二 指定職俸給表十一号俸の俸給月額を受けたとした場合に算出される改正法附則第四項に規定する改正前の法の例による額から、その額の百分の三に相当する額に昭和五十五年八月三十日からの経過年数を乗じて得た額を減じた額

別則表第

職務の級										調整数
1級	6級	5級	1級	8級	6級	4級	1級	職務の級	号俸	
6号俸 以上 の号俸	3号俸 から 5号俸 までの号俸	2号俸	すべての号俸	すべての号俸	すべての号俸	すべての号俸	すべての号俸	すべての号俸	号俸	
1 5	1 2	+ 5	+ 1	+ 2	- 4	+ 1	+ 1	+ 1	+ 1	調整数

教育職俸給表 (一)		教育職俸給表 (二)		教育職俸給表 (三)		海事職俸給表 (一)		海事職俸給表 (二)		海事職俸給表 (三)		税務職俸給表 (一)		税務職俸給表 (二)		税務職俸給表 (三)		公安職俸給表 (一)		公安職俸給表 (二)		公安職俸給表 (三)			
2級	1級	3級	2級	1級	5級	4級	3級	2級	6級	5級	7級	6級	4級	3級	10級	9級	8級	6級	4級	1級	4級	3級	2級	1級	
18号俸以上の号俸	15号俸から17号俸までの号俸	12号俸から14号俸までの号俸	3号俸以上の号俸	2号俸以下の号俸	15号俸以上の号俸	8号俸以下の号俸	9号俸から11号俸までの号俸	12号俸から14号俸までの号俸	4号俸以上の号俸	3号俸以下の号俸	9号俸から11号俸までの号俸	1号俸	6号俸から8号俸までの号俸	3号俸から5号俸までの号俸	9号俸から11号俸までの号俸	7号俸以下の号俸	6号俸以上の号俸	5号俸以下の号俸	4号俸以下の号俸	3号俸以上の号俸	2号俸以下の号俸	17号俸以上の号俸	10号俸から16号俸までの号俸	5号俸から9号俸までの号俸	4号俸以下の号俸
+3	+2	+1	+1	+2	+1	+4	+3	+2	+1	+3	+2	+3	+2	+1	+3	+2	+1	+2	+1	+1	+2	+1	+1	+1	+1

教育職俸給表(四)																		
1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級		9級		
1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	職務の等級	職務の等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1 1級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級	職務の等級	職務の等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
イ 専門行政職俸給表以外の俸給表	イ 専門行政職俸給表(二)	イ 専門行政職俸給表(三)	イ 附則別表第三	イ 備考 調整数欄の「+」の数は加える数を、「-」の数は減ずる数を示す。	医療職俸給表(二)	医療職俸給表(三)	医療職俸給表(二)	医療職俸給表(三)	医療職俸給表(二)	医療職俸給表(一)	医療職俸給表(二)	医療職俸給表(一)	研究職俸給表	研究職俸給表	研究職俸給表	研究職俸給表	研究職俸給表	研究職俸給表
+3	-1	+2	+1	+2	+1	+3	+2	+1	+4	+3	+2	+1	+3	+5	+4	+3	+2	+1

医療職俸給表 (一)		研究職俸給表		教育職俸給表 (四)		教育職俸給表 (二)		教育職俸給表 (三)		教育職俸給表 (一)		海事職俸給表 (一)		海事職俸給表 (二)		海事職俸給表 (一)		海事職俸給表 (二)		税務職俸給表 (一)		公安職俸給表 (一)		税務職俸給表 (二)		公安職俸給表 (二)		行政職俸給表 (一)																			
1級	5級	3級	2級	1級	5級	4級	3級	2級	1級	4級	3級	2級	1級	5級	4級	3級	2級	1級	6級	5級	3級	2級	1級	7級	6級	4級	3級	2級	1級	11級	10級	9級	8級	6級	4級	3級	2級	1級	6級	5級	3級	2級	1級	4等級			
4等級	1等級	2等級	3等級	4等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	(4号俸以下の号俸にあつては、5等級)

附則別表第四												附則別表第四												
職務の級												職務の級												
7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	4級	3級	2級	1級
2,810円	2,650円	2,430円	2,077円	1,975円	1,595円	1,377円	1,1,975円	1,077円	1,0595円	1,0377円	1,01,975円	1,0077円	1,00595円	1,00377円	1,001,975円	1,00077円	1,000595円	1,000377円	1,0001,975円	1,000077円	1,0000595円	1,0000377円	1,00001,975円	1,0000077円

項に規定する内閣総理大臣が定める割合を乗じて得た額と同日において当該職員の在勤していた地域及び同日における当該職員の世帯等の区分（対象期間に当該職員の世帯等の区分について基準額の低い世帯等の区分への変更があった場合にあっては、変更後の世帯等の区分。次号及び第六号において同じ。）に応じて同項に規定する内閣総理大臣が定める額を合算した額。平成九年二月二十八日において職員の在勤していた地域及び同日における当該職員の世帯等の区分をそれぞれ平成八年度基準日において当該職員の在勤していた地域及び平成八年度基準日に

における当該職員の世帯等の区分とみなして平成八年度基準日において国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十九号。以下「昭和五十五年改正法」という。）附則第二項の規定を適用するものとした場合に当該職員が同項の暫定基準額を受けることとなるとき（次号に掲げる場合を除く。）当該暫定基準額（その額が平成八年度基準日における指定職俸給表一号俸の俸給月額に平成九年二月二十八日において当該職員の在勤していた地域に応じて改正前の法第二条第四項に規定する内閣総理大臣が定める割合を乗じて得た額と当該地

域及び同日における当該職員の世帯等の区分に応じて同項に規定する内閣総理大臣が定める額を合算した額を超えることとなるときは、当該合算した額)

六、平成八年二月二十日において職員（昭和五十五年八月三十日以前から引き継ぎ在職する職員に限る）の在勤していた地域及び平成八年二月二十日における当該職員の廿種等の区分をもとに、それ平成八年度基準日において当該職員の在勤していた地域及び平成八年度基準日における当該職員の世帯等の区分とみなして平成八年度基準日において昭和五十五年改正法附則第四項の規定

を適用するものとした場合に当該職員が同項の内閣総理大臣が定める額を受けることとなるとき 当該内閣総理大臣が定める額から平成九年二月二十八日において当該職員の在勤していた地域及び司日における当該職員の世帯等の区分に応じて改正前の法第一条第一項の表に掲げる額又は司条例第一項に規定する内閣総理大臣が定める額を減じた額

(暫定俸給月額を受ける職員等に関する経過措置)

平成八年度基準日ににおいて改正法附則別表のイからチまでの表の暫定俸給月額欄に掲げる俸給月額を受ける職員については昭和五十五年改正法附則第一項第二号の内閣総理大臣が定める場合は、改正後の昭和五十五年改正總理府令附則第三項各号に掲げる場合のほか、平成八年度基準日ににおいて同欄に掲げる俸給月額を受ける場合とし、当該場合に係る昭和五十五年改正法附則第二項

第二号の内閣総理大臣が定める額は、改正後の昭和五十五年改正總理府令附則第二項の規定を準用した場合に得られる職務の等級の号俸の昭和五十五年八月三十日において適用される額とする。
二つ場合に於いて、同項第一号「号俸・付利川賃第二」これらつは「日号俸（一役戦の戦員の合計に開港する去津等の一都二支三下の去津）（五戦以下百二十号。）、（五戦以上主支三下）」

この場合にはにおいて同項第2号中「号俸が附則別表第二」とあるのは「旧号俸」(二船職の職員の給与に関する法律等)の一部を改正する法律(平成元年法律第百十二号)以下「平成元年改正法」という。附則別表のイからチまでの表の暫定俸給月額欄に掲げる俸給月額に対応する同表の旧号俸欄に定める号俸をいう。以下同じ。)が寒冷地手当支給規則及び寒冷地手当支給規則の一部を改正

する總理府令の一部を改正する總理府令(平成八年總理府令第五十六号)第二条の規定による改正前の寒冷地手当支給規則の一部を改正する總理府令附則別表第一(以下「旧附則別表第一」といふ。)と、「職務の級の号奉^{レーテ}」であるのは「職務の級の日号奉^{レーテ}」、同項第二号中「職務の級の号奉^{レーテ}」であるのは「職務の級の日号奉^{レーテ}」、「付則別表第二」とあるのは「日付則別表第二」といふ。

同項第三号中「号俸の額」とあるのは「旧号俸の平成八年改正法第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和十五年法律第九十五号）の俸給表による額」と、「一級下位

の職務の級の号俸」とあるのは「同表による一級下位の職務の級の号俸」と、「附則別表第二」とあるのは「旧附則別表第二」と読み替えるものとする。

ることとなつた職員の平成八年度基準日における昭和五十五年改正法附則第二項第一号の内閣總理大臣が指定する職務の等級の号俸（以下「指定号俸」という。）について同條の規定による改正後の給与法の規定による職務の級の号俸を基礎とした改正前の給与法の規定による職務の級の号俸を基礎とした第

二条の規定による改正前の寒冷地手当支給規則の一部を改正する総理府令附則第二項の規定により得られる指定号俸（以下「改正前の指定号俸」という。）に達しないこととなる場合は、改正後の

（平成二年三月一五日總理府令第一九号）

この府令は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律の施行の日（平成十二年三月二十一日）から施行する。

この府令中別表第二の改正規定は公布の日から、第一条第三項の改正規定は教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第五十二号）の施行の日（平成十三年四月一日）から施

行する。
附 則
(平成二年八月一四日總理府令第九〇〇号)

同法第三章の四は規定する大学入試センター」を削る部分及び別記様式中「大学入試センター」を削る部分並ては第二十二条の改正規定中「同表長野県の項を改める部分並ては同表静岡県の項を削る部分並ては第二十二条の改正規定中

(施丁期日) 附則 (平成一五年一月一四日總務省令第一七号) 抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則
(平成一五年一月四日総務省令第一八号)
この省令は、教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十四年法律第六十三号)の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附 則
(平成一五年四月一日総務省令第七八号)

この省令は、公布の日から施行する。
附 則
(平成一五年一〇月一日総務省令第一二九号)

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。
附 則（平成十六年三月二十四日総務省令第4号）

附 則
(平成十六年三月二十四日総務省令第四十九号)
この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一〇月二八日総務省令第一二九号)

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

(改正法附則第十四項又は第十五項の規定による寒冷地手当に関する経過措置) 二二の項から附則第六項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 改正法 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十六号)をいう。

二 改正後の法 改正法第二条の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律をいう。

三 旧寒冷地 改正法附則第九項第三号に規定する旧寒冷地をいう。

四 経過措置対象職員 改正法附則第九項第五号に規定する経過措置対象職員をいう。

五 基準在勤地域 改正法附則第九項第六号に規定する基準在勤地域をいう。

六 基準世帯等区分 改正法附則第九項第七号に規定する基準世帯等区分をいう。

七 みなし寒冷地手当基礎額 改正法附則第九項第八号に規定するみなし寒冷地手当基礎額をいう。

八 支給対象職員 改正法附則第十四項に規定する支給対象職員をいう。

九 世帯等の区分 改正法第二条の規定による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第二条第一項、第二項及び第四項に規定する世帯等の区分をいう。

十 基準日 改正後の法第一条に規定する基準日をいう。

十一 改正法附則第十四項の規定による寒冷地手当の支給については、次に定めるところによる。

(1) 経過措置対象職員であつて改正法附則第九項第五号ロ又はハに掲げる職員のいづれかに該当するものである期間において在勤したことのある旧寒冷地及び平成十六年十月二十九日以降における世帯等の区分によつて基準在勤地域及び基準世帯等区分を定めるものとした場合におけるみなし寒冷地手当基礎額(以下「改正法附則第十項支給額」という。)

(2) (1) の基準在勤地域及び基準世帯等区分により改正後の法第二条第一項又は第二項の規定を適用したとしたならば算出される最も低い寒冷地手当の額(以下「最低新手当額」という。)

二 基準日 (その属する月が平成十八年十一月から平成二十二年三月までのものに限る。)において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者のうち改正法附則第九項第五号イに掲げる職員に該当するものに対しても、次に掲げる額のうちいづれか低い額が零を超えることとなるときは、当該いづれか低い額の寒冷地手当を支給する。

イ 経過措置対象職員であつて改正法附則第九項第五号イに掲げる職員に該当するものである期間において在勤したことのある旧寒冷地及び平成十六年十月二十九日以降における世帯等の区分によつて基準在勤地域及び基準世帯等区分を定めるものとした場合におけるみなし寒冷地手当基礎額から改正法附則第十二項の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額(以下「改正法附則第十一項支給額」という。)

ロ 改正法附則第十二項支給額又は最低新手当額のいづれか高い額(以下「最低新手当額」という。)

三 基準日 (その属する月が平成二十二年十一月から平成二十二年三月までのものに限る。)において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者のうち改正法附則第九項第五号イに掲げる職員に該当するものに対しては、改正法附則第十一項支給額又は最低新手当額のいづれか低い額が零を超えることとなるときは、当該いづれか低い額の寒冷地手当を支給する。

四 基準日 (その属する月が平成十八年三月までのものに限る。)において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者のうち改正法附則第九項第五号ロ又はハに掲げる職員のいづれかに該当するものに対しても、次に掲げる額のうちいづれか低い額が、その者につき改正後の法第二条第一項又は第二項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、当該いづれか低い額の寒冷地手当を支給する。

イ 改正法附則第十一項支給額(以下「最低新手当額」という。)

ロ 改正法附則第十二項支給額又は最低新手当額のいづれか高い額(以下「最低新手当額」という。)

五 基準日 (その属する月が平成十八年十一月から平成二十二年三月までのものに限る。)において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者のうち改正法附則第九項第五号ロ又はハに掲げる職員のいづれかに該当するものに対しては、次に掲げる額のうちいづれか低い額が、その者につき改正後の法第二条第一項又は第二項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、当該いづれか低い額の寒冷地手当を支給する。

ロ 改正法附則第十二項支給額又は最低新手当額のいづれか高い額(以下「最低新手当額」という。)

三 この省令による改正後の寒冷地手当支給規則（次項において「改正後の支給規則」という。）第四条各号に掲げる職員 零
5 附則第三項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者が、改正後の法第二条第四項及び改正後の支給規則第五条の規定の例によるものとした場合において同項第一号若し
くは第二号に掲げる場合又は同条第二項各号に掲げる場合に該当することとなるときは、その者の寒冷地手当の額は、前二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定の例による額とする。

6 人事交流等により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の俸給表の適用を受ける職員となつた者であつて、平成十六年十月二十九日以降の検察官又は同法第十一条の七第三項に規定する給与特例法適用職員等として勤務していた期間を同法の俸給表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に、基準日（その属する月が平成二十二年三月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者となるものに対しては、この場合において改正法附則第十項から第十三項まで又は前三項の規定を適用したとしたならばこれらの規定による寒冷地手当を支給されることとなるときは、これらの規定の例による額の寒冷地手当を支給する。

附 則（平成一七年一月一三日総務省令第二号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の寒冷地手当支給規則の規定は、平成十七年一月一日から適用する。

附 則（平成一七年一月二五日総務省令第一七号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年二月二十八日から施行する。

附 則（平成一七年六月六日総務省令第九九号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の寒冷地手当支給規則の規定は、平成十七年四月一日から適用する。

附 則（平成一七年一一月一四日総務省令第一五一号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の寒冷地手当支給規則別表山形県の項中東北地方整備局酒田河川国道事務所月山国道維持出張所に係る部分及び東北地方環境事務所鳥海南麓自然保護官事務所に係る部分（所在地に係る部分に限る。）及び東北地方整備局酒田河川国道事務所飽海出張所に係る部分は同年十一月一日から適用する。

附 則（平成一九年七月二〇日総務省令第二三号）

この省令は、平成二十年三月十七日から施行する。ただし、改正後の寒冷地手当支給規則第四条第十号の規定は平成十九年八月一日から適用する。

附 則（平成二〇年三月一三日総務省令第八八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年四月一一日総務省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年一〇月三〇日総務省令第一〇四号）

この省令は、平成二十一年十月三十日から施行する。

附 則（平成二二年三月三〇日総務省令第二五号）

この省令は、平成二十二年三月三〇日から施行する。

附 則（平成二三年三月三〇日総務省令第一三七号）

この省令は、平成二十三年三月三〇日から施行する。

附 則（平成二四年三月三〇日総務省令第二一号）

この省令は、平成二十四年三月三〇日から施行する。

附 則（平成二四年一〇月三〇日総務省令第一九九号）

この省令は、平成二十四年十月三〇日から施行する。

附 則（平成二四年三月三〇日総務省令第二二一号）

この省令は、平成二十四年三月三〇日から施行する。

附 則（平成二四年一〇月三〇日総務省令第一九九号）

この省令は、平成二十四年十月三〇日から施行する。

附 則（平成二四年一月一〇月三〇日総務省令第一九九号）

この省令は、平成二十四年一月一〇月三〇日から施行する。

附 則（平成二四年一月一〇月三〇日総務省令第一九九号）

この省令は、平成二十四年一月一〇月三〇日から施行する。

附 則（平成二四年一月一〇月三〇日総務省令第一九九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年一月一五日総務省令第一九六号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の寒冷地手当支給規則の規定は、平成二十四年十一月一日から適用する。

附 則（平成二五年五月一日総務省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年一〇月三一日総務省令第九七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年二月一八日総務省令第七号）

この省令は、平成二十六年二月二十一日から施行する。

附 則（平成二六年四月一日総務省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十六年五月二十九日総務省令第五一号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十二号)の施行の日(平成二十六年五月三十日)から施行する。

附 則 (平成二七年一月一三日内閣官房令第一号)

(施行期日)
この内閣官房令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(改正附則第十六条第五項又は第六項の規定による寒冷地手当に関する経過措置)
この項から附則第四項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 一般職給与法 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)をいう。

2 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五五号)をいう。

3 一般職給与法 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)をいう。

4 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五五号)をいう。

5 新寒冷地等在勤等職員 改正法附則第十六条第一項第二号に規定する新寒冷地等在勤等職員をいう。

6 特定旧寒冷地等在勤等職員 改正法附則第十六条第一項第三号に規定する特定旧寒冷地等在勤等職員をいう。

7 一部施行日 改正法第三条の規定の施行の日をいう。

8 基準日 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)第一条に規定する基準日(その属する月が平成三十年三月までのものに限る。)をいう。

9 基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、一部施行日の前日において旧寒冷地等在勤等職員であつた者であつて、一部施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地等在勤等職員又は新寒冷地等在勤等職員であつたもの(改正法附則第十六条第二項から第四項までの規定により寒冷地手当を支給される者を除く。)に対しでは、その旧寒冷地等在勤等職員又は新寒冷地等在勤等職員であった期間を特定旧寒冷地等在勤等職員として勤務していたものとみなして、同条第二項から第四項までの規定を適用したとしたならば算出される額の寒冷地手当を支給する。

10 人事交流等により検察官であつた者又は一般職給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であつた者から一部施行日以降に引き続き一般職給与法の俸給表の適用を受ける職員(以下「俸給表適用職員」という。)となり、特定旧寒冷地等在勤等職員となつた場合(一部施行日の前日において独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第六十七号)第三条の規定による改正前の一般職給与法第十一条の七第三項に規定する特定独立行政法人職員等であつた者が、一部施行日に引き続き俸給表適用職員となり、特定旧寒冷地等在勤等職員となつた場合を含む。)において、基準日において当該職員である者に対しては、一部施行日の前日から当該基準日の前日までの間におけるその俸給表適用職員でなかつた期間を俸給表適用職員として勤務していたものとみなして、改正法附則第十六条第二項から第四項まで又は前項の規定を適用したとしたならば寒冷地手当を支給されることとなるときは、これら

の規定を適用して算出される額の寒冷地手当を支給する。

附 則 (平成二七年六月二四日内閣官房令第五号)

この内閣官房令は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十四号)の施行の日(平成二十七年六月二十五日)から施行する。

附 則 (平成二七年九月三〇日内閣官房令第八号)

この内閣官房令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一〇月三一日内閣官房令第三号)

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日内閣官房令第五号)

この内閣官房令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年五月一九日内閣官房令第一号)

この内閣官房令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成三〇年一月一九日内閣官房令第一号)

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年一月二六日内閣官房令第一号)

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年五月一〇日内閣官房令第三号)

この内閣官房令は、公布の日から施行し、改正後の寒冷地手当支給規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

附 則 (平成三一年二月一四日内閣官房令第一号)

この内閣官房令は、公布の日から施行し、改正後の寒冷地手当支給規則の規定は、平成三十一年一月二十一日から適用する。

附 則 (平成三一年四月一日内閣官房令第三号)

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年五月一三日内閣官房令第一号)

所在地	岩手県
盛岡地方法務局宮古支局	宮古市小山田一の一の一 宮古市小山田一の一の一 宮古市小山田一の一の一 宮古市小山田一の一の一 宮古市川井第五地割一六の三 宮古市川井第五地割一六の三 宮古市藤の川四の一 宮古市佐原三の二の一四 宮古市千徳第一四地割二九の五 宮古市小山田一の一の一 宮古市日立浜町一一の三〇 釜石市小佐野町三の八の二四 釜石市小佐野町三の八の二四 下閉伊郡山田町豊間根第三地割一六〇の二 石巻市成田字根岸山畑五の七 由利本荘市矢島町立石字長泥七の一 由利本荘市鳥海町上笛子字下野二の一五
函館税関釜石税關支署宮古出張所	宮古税務署 宮古公共職業安定所 三陸北部森林管理署川井森林事務所 三陸北部森林管理署平津戸森林事務所 東北地方整備局三陸国道事務所 東北地方整備局三陸国道事務所宮古維持出張所 東北地方整備局三陸国道事務所宮古西維持出張所 岩手運輸支局 東北地方環境事務所三陸復興国立公園管理事務所 釜石税務署 三陸中部森林管理署釜石森林事務所 三陸北部森林管理署豊間根森林事務所 東北地方整備局北上川下流河川事務所飯野川出張所 由利森林管理署矢島森林事務所 由利森林管理署笛子森林事務所
官署	官署

